令和 2 年度

薩 摩 川 内 市 川 内 歴 史 資 料 館
年　報

薩 摩 川 内 市 川 内 歴 史 資 料 館
SATSUMASENDAI CITY
SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目　次

Ⅰ　事　　業 ----------１
１　令和２年度事業報告 ----------１
２　資料収集・保存 ----------２
３　展示 ----------６
４　普及活動 ----------９
Ⅱ　管理・運営 ----------１４
１　管理・運営 ----------１４
２　川内歴史資料館・川内まごころ文学館 指定管理者体制 ----------１５
３　薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会 ----------１６
４　利用状況 ----------１７
５　決算 ----------１９
６　条例・規則 ----------２０
※　その他 ----------２９

Ⅰ　事　　業

１ 令和２年度事業報告

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大による事業中止や延期、更には４月末から５月のゴールデンウィーク期間まで、緊急事態宣言による臨時休館を余儀なくされたため、来館者への影響も大きく、年間を通して新型コロナウイルス感染対策に努めた年となった。

その中において、展示では、昨年度に日本遺産認定を受けた「麓」をとりあげたトピック展示「薩摩川内の『麓』」、戦後７５年企画展「資料でたどる戦争の記憶」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも市民の関心を呼ぶこととなった。また、日本中あるいは鹿児島県の期待が高まった東京オリンピックやかごしま国体の開催は延期になったものの、企画展「薩摩川内・スポーツの歴史」では、オリンピックの歴史を振り返り、薩摩川内市出身の出場者や太陽国体時の薩摩川内の様子なども紹介することができた。

また、「日本書記」編纂１３００年を迎えたことから、「日本書記」編纂１３００年記念トピック展示を開催し、南九州に残る神話の地や、薩摩国府・国分寺など、「日本書記」が編纂された時代の薩摩川内をパネルで紹介した。ほかに、新規の取り組みとして「ミュージアムコンサート」を開催し、市民の関心を高めた。

教育普及活動では、人数制限を設けたうえでの、自然・考古・歴史・民俗など多分野にわたった歴史講座の開講や、歴史の紹介を交えた様々なテーマでの工作教室のほか、当館の自主事業として学芸員による出前講座やいきいき生涯学習事業なども実施した。また、小・中・高校生の土曜日・日曜日・祝日入館料無料も広く周知しており、出前講座後に無料期間を利用して再度来館するケースも見られた。

２ 資料収集・保存

（１）資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れ・準備作業（状態確認、清掃、資料情報調査、一覧作成など）を実施した。

収集に関しては、これまでと同様に収蔵スペースの確保が困難となっていることが課題であり、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

資料は、市民各位の御芳志により、主に寄贈形式で提供を受けた。

寄贈資料の中から、下記について紹介する。

① 昭五式水筒　〔令和３年２月２７日受入れ〕

アジア・太平洋戦争で使用されていた陸軍兵の軍装備品の昭五式水筒（アルミ製）２件。製造番号がそれぞれ打刻されており、昭和１７年、昭和１８年製造である。口栓やベルトなどの付属品もそろい、終戦後の昭和２０年に復員した使用者が大切に保管していた。

② 写真暗函、手提写真暗函、ガラス原版、フィルム、写真帳他〔令和３年２月２７日受入れ〕

昭和期に写真館で使用されていた写真暗函（カメラ）や手提写真暗函、ガラス原版、原版用の道具（ガラス切り・下敷板）、フィルム、写真帳他である。

写真暗函は、昭和初期頃にはすでに用いられていたとみられるドイツ製の暗函であり、付属道具も残っている。写真帳には、主に昭和２０年代以降とみられる川内の街並みや祭り、暮らしぶりがわかるような写真が収められている。

（資料収集状況一覧）

・分類については、「歴史」には文書、「民俗」には産業を含む。「その他」は、総記、記録、自然にあたる。

・資料の受入れ時の表記のため、実際の資料数とは合致しない場合がある。

（資料収集状況）

分類 年度	考　古	歴　史	民　俗	美　術	その他	計
昭和５６	７	３６１	４７２	１０	０	８５０
５７	２０	３３７	５００	４３	０	９００
５８	１３１	４１３	５３４	８５	８７	１，２５０
５９	８	９９	１２１	３１	４７	３０６
６０	１	１５８	１７７	１９	１３	３６８
６１	７	５８	２１６	１９	１１	３１１
６２	３	６１	１０５	８	５	１８２
６３	６	８５	４０	１９	６	１５６
平成 元	２１	３２	１８	０	４	７５
２	１５	１１６	３４０	５	４	４８０
３	０	１０９	４８７	４	６	６０６
４	２	６９	１７４	６	７	２５８
５	４	６１	４８	８	２	１２３
６	７	７１	４９	３	６	１３６
７	０	６３	１４	６	２	８５
８	４９１	８７	８６	３０	１０	７０４
９	０	９６	４０	３５	３２	２０３
１０	０	１００	２７	２９	４８	２０４
１１	０	１１	５０	９	０	７０
１２	０	７５	２２	１２	９	１１８
１３	０	７０	７７	９	０	１５６
１４	２	２	５	０	１３	２２
１５	０	１４３	３３	１	２５０	４２７
１６	４	１１２	３８	０	０	１５４
１７	０	３５	２１	０	０	５６
１８	０	２７９	３	２０	０	３０２
１９	０	６１１	８	０	８	６２７
２０	０	１３	１６	０	０	２９
２１	０	９	０	０	０	９
２２	０	０	１	１	０	２
２３	０	０	０	１	０	１
２４	０	１４	２６	１６	０	５６
２５	０	０	０	２	０	２
２６	０	１９	０	０	０	１９
２７	０	０	７	１	０	８
２８	０	２	２５	９	０	３６
２９	０	１	０	０	０	１
３０	０	０	０	０	０	０
令和元	０	０	０	０	０	０
２	０	６９	２９	０	０	９８
合　計	７２９ (7.8%)	３，８４１ (40.9%)	３，８０９ (40.6%)	４４１ (4.7%)	５７０ (6.1%)	９，３９０ (100%)

(2) レプリカ製作

資 料 名：国指定重要文化財「新田神社文書」（寄託資料）
のうち１点
正応四年「異国降伏祈祷剣馬等進献文書案」
（1291 年）〔第６巻７３号〕

資料概要：新田神社文書は中世～近世初頭の古文書群で、その大半が鎌倉・南北朝時代のものである。新田宮（新田神社）と開門社（枚聞神社：指宿市）との薩摩国一宮論争や、「異国降伏祈祷」のための大般若経転読等に関することが記されている。

製作方法：デジタル撮影による制作

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施した。

調査期間：各トラップ類設置・回収　１回目 令和２年　５月１１日（月）～　６月１日（月）
２回目 令和２年１１月１６日（月）～１２月７日（月）

調査範囲：館内全域指定箇所

調査方法：２種類のトラップ設置によるモニタリング（歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）

考　　察：１回目の調査結果は、全体的な捕獲数が少なく、これまでの調査結果と同様に、外部からの侵入種である飛翔性昆虫類や歩行性昆虫類が優位を占め、文化財加害種についても捕獲されたが、捕獲個体は前年とほぼ同程度であった。分布状況は２階エリアに多くの捕獲が見られ、中でも収蔵庫内に集中する結果であった。個々のポイントにおける捕獲は僅かで、異常な状態ではなかったが、内部の清掃や整理・整頓などによって数値レベルを抑えていく必要があると思われた。

２回目の調査結果は、前年度同時期と比較すると全体的な捕獲数は減少した。通常最も優位を占める他昆虫類などの外部侵入種に対して、本調査の主対象である文化財加害種が半数以上を占める結果となった。最大の優占種はコナチャタテ類で、１階区域で主に捕獲され、特に事務スペースにおいて７割ほどの個体が確認された。清掃では、集塵だけでなく拭き掃除を加えるなどの工夫が必要である。

② 落下真菌（カビ類）検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実 施 日：１回目　令和２年５月１１日（月）　２回目　令和２年１１月１６日（月）

調査方法：真菌類採取用「ペタンチェック２５」を用い、資料館内１７の地点において落下を採取し、得られた検体を２５℃７日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測を行った。

採取方法：落下法２０分暴露

考　　察：１回目の調査結果について、事務スペース内の湯沸室やロビーにおいてやや高めの数値が確認されたが、大半のポイントでは真菌類の発育がないか、僅かに見られる程度で、収蔵庫内など“重要管理区域”については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

２回目も、大半のポイントで僅かなコロニーの発育か、発育がない状況であったが、研修室内において、かなり高めな数値が確認されたが、調査日にエアコンの点

検作業を実施していたことからヒト・モノの往来が影響して高い数値が出たのではないかと思われた。

③　防虫処理

〔全館燻蒸〕

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、ＳＤ剤２種（エコミュアーＦＴドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和２年６月２日（火）

処理範囲：主要区域１階 第１収蔵庫、殺虫滅菌室、２階 第１展示室、第２展示室、第２収蔵庫

〔防虫剤設置〕

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーＦＴプレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）を配置した。

施工日程：令和２年１０月１２日（月）

処理範囲：主要区域１階 第１収蔵庫、殺虫滅菌室、２階 第１展示室、第２展示室、第２収蔵庫

〔包み込み式炭酸ガス燻蒸〕

第１収蔵庫内の文化財加害虫の被害が見られた資料を仮設テント内で少量ずつ包み込み燻蒸することで、重点的に昆虫を処理することを目的として実施した。

施工日程：令和２年１０月５日（月）～１０月１９日（月）

実施場所：工作室前通路

〔部分燻蒸〕

第１収蔵庫の保存資料及び室内自体の虫害予防を目的として、ＳＤ剤（ブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和２年１０月１９日（月）

実施場所：第１収蔵庫

④　脱酸性化処置

収蔵資料の内、近現代の紙資料の保存期間を延ばし、価値を損なわないように劣化を防ぐため、紙に含まれる酸を中性化する脱酸性化処置を実施。

主に大正～昭和中期の資料の中から、戦争関係資料や旧川内市の市勢要覧、泰平寺関係の資料など２４件（５２２枚）を選定した。

資料名：補充兵證書、保険料領収帳、謀略ビラ、歩兵第 23 連隊関係者名簿、支那事変　従軍者ヨリ手紙受付簿川内町分会、泰平寺の調査、泰平寺法要広告、入佛大法会奉賛会趣意書、入沸大法回奉賛会会則書、泰平寺法印墓碑名、案内書、泰平寺附近見取図、本堂正面姿図、名刹泰平寺史、泰平寺関係新聞記事、証文、基本財産総額書、お召列車御警衛勤務員(編成)名簿　勤務割当地図　御警衛援助員心得、昭和 12 年 8 月応召者連名簿川内町分会、正本　会員名簿　川内町分会、前線将兵への書簡（在郷軍人川内分会　会長青崎甚吾)、川内市市勢要覧（皇紀 2600 年 2 月)、川内市市勢要覧（昭和 27 年版)、川内市市勢要覧（昭和 28 年版）

３ 展示

（1）企画展

①戦後７５年企画展「資料でたどる戦争の記憶」

展示内容：戦後７５年が経過し、戦争を体験した世代が減少していく中で、戦争の記憶を次世代へ伝承すべく展示を実施。戦中から戦後にかけて人々が置かれた状況や暮らしについて収蔵資料から紹介した。

展示期間：令和２年７月２８日（火）～１０月１１日（日）（８０日間）

展示場所：川内歴史資料館　第２展示室・企画コーナー１

主な展示資料：『支那事変画報』、『紀元 2500 年市勢要覧』、愛国婦人会旗、ハガキ、人形、慰問袋、隣組便り、防衛食器、陶製手榴弾、国民労務手帳、体力手帳、職業能力申告手帳、軍隊手帳、出征軍人のたすき、千人針、幟り旗、日章旗寄せ書き、鉄かぶと、不発弾の破片、焼夷弾の筒、防空電球、軍用手票、『新憲法解釈』、衣料切符、震洋艇のスクリュー、『天皇と南日本』、軍隊満期記念杯、海軍水筒、弁当箱等

観覧者数：６７６名

関連事業：普及活動に記載　講演会（P９）、　特別企画上映（P９）

②「薩摩川内・スポーツの歴史」

展示内容：開催予定であった東京オリンピック、鹿児島国体は延期となったが、オリンピックの歴史を振り返り、また、薩摩川内市出身の出場者や太陽国体時の薩摩川内市の様子などを紹介した。

展示期間：令和２年９月３０日（水）～
令和３年１月３１日（日）　（１０２日間）

展示場所：川内歴史資料館　第２展示室

主な展示資料：江戸時代の武芸資料（当館蔵）
小笠原流弓法、日置流神道射術巻、揚心流掟書 他
写真週報、カラーテレビ（当館蔵）
『広報せんだい』（オリンピック、太陽国体関係記事）写真パネル
【以下、オリンピック資料】
田島正純選手資料（1954 年ヘルシンキオリンピック／自転車競技）
着用渡航用スーツ、練習用の服、壮行会謝辞、手紙、感謝状 他（当館蔵）
鶴峯治選手資料（1964 年東京、1968 年メキシコオリンピック／水泳）
日の丸寄せ書き、バッグ、パスポート 他（個人蔵）
新屋干城選手資料（1976 年モントリオールオリンピック／水泳）
渡航・式典用スーツ、開会式スーツ、参加メダル 他（当館蔵・個人蔵）
中俣修選手（1984 年ロサンゼルスオリンピック／馬術）
ユニフォーム（当館蔵）
前園真聖選手（1996 年アトランタオリンピック／サッカー）
ブラジル戦着用ユニフォーム 他（個人蔵）
【以下、太陽国体資料】
開会式スーツ、国体参加記念章、手ぬぐい 他（当館蔵、個人蔵）
炬火リレートーチ（樋脇郷土館蔵）

観覧者数：１，５６１名

(2) 常設展示替え

① トピック展示「薩摩川内の『麓』」

展示内容:令和元年に『薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～』が日本遺産に認定されたことを記念して、薩摩川内の「麓」をパネルで紹介した。

展示期間：令和２年４月７日（火）～１２月６日（日）
（２１５日間）

展示場所：川内歴史資料館　１階ロビー

観覧者数：２，６０３名

② 日本書紀編纂１３００年記念トピック展示

「『日本書紀』編纂の時代と薩摩川内～南九州の神話の地～」

展示内容：「日本書紀」編纂１３００年を記念して、南九州神話の地や、「日本書紀」が編纂された奈良時代の薩摩川内（国分寺）などをパネルで紹介した。

展示期間：令和２年１２月８日(火)～令和３年３月２１日(日)
（８４日間）

展示場所：川内歴史資料館　１階ロビー

展示資料：新田宮縁起レプリカ

観覧者数：１，１４０名

③トピック展示「華やかな八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と絵葉書」

展示内容：硯箱とその制作資料のほか、硯箱に見られるような華やかな装飾や図案、写真が用いられた絵葉書を紹介した。

展示開始：令和３年１月２６日（火）～３月２８日（日）
（７２日間）

展示場所：川内歴史資料館　第２展示室

展示資料：八橋蒔絵螺鈿硯箱、制作資料、絵葉書等

観覧者数：４９２名

※当初、令和２年４月２８日（火）～６月７日（日）で開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により会期変更とした。

④ 天辰寺前古墳コーナー実物資料特別公開

展示内容：市教育委員会による天辰寺前古墳一般公開にあわせ、古墳で発掘された銅鏡、刀子、貝製腕輪の県指定有形文化財を公開した。

展示期間：令和２年１１月３日（火）～１１月８日（日）
（５日間）

展示場所：川内歴史資料館　第１展示室

観覧者数：１９２名

⑤模型「薩摩型和船」

展示内容：久見崎船手や写真で見る川内の移り変わりなどのコーナーと関連して、海面漁業用の和船で、カツオやイカ漁、網漁などに用いられていた薩摩型和船の模型を展示した。

展示開始：令和３年２月４日（木）～

展示場所：川内歴史資料館　第２展示室

⑥ 図書コーナー　掲示板

掲示内容：平成２９年度より、図書コーナーの掲示板に郷土に伝わる民話を掲示。今年度は①久見崎盆踊「想夫恋の由来」と②「菅原道真とお茶一ぱい」を掲示した。

展示期間：①令和２年５月１３日（水）～１２月９日（水）
②令和２年１２月１０日（木）～

４ 普及活動

(1) 講演会

演　　題：「薩摩川内市の戦争体験」
講　　師：八巻　聡 氏（知覧特攻平和会館　専門員）
日　　時：令和３年３月６日（土）１３：３０～１５：００
場　　所：川内歴史資料館　研修室
聴 講 料：無料
講演内容：戦後７５年という節目が過ぎ、戦争や平和について改めて考える機会となるよう講演会を開催した。薩摩川内市の戦争遺跡について、知覧特攻平和会館で展示している当市に関係する海軍零式艦上戦闘機や特攻兵について講演いただいた。
聴講者数：２６名

(2) 特別上映会

タイトル：戦後７５年特別企画上映「火垂るの墓」
日　　時：令和２年８月８日（土）
　　１回目　１０：３０～１２：００
　　２回目　１４：３０～１６：００
場　　所：川内まごころ文学館　多目的映像ホール
入 場 料：無料
内　　容：戦後７５年企画展「資料でたどる戦争の歴史」にあわせて、上映した。上映の前後に学芸員により戦争を語り継いでいく意義や展示について話す機会を設けた。
参加者数：計２４名

(3) 工作教室

① ステンドグラス風アート

日　　時：令和２年７月２５日（土）・２６日（日）
　　９：３０～１２：００
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：ガラス絵の具を使用しフォトフレームに絵や文字を描き、各自自由に作品を作製した。
参 加 料：４００円
参加者数：計２３名

② 貝殻タペストリー

日　　時：令和２年８月１日（土）９：３０～１２：００
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：流木と麻紐でタペストリーを作製し、貝殻をグルーガンで貼り付けて作品を作製した。
参 加 料：３００円
参加者数：１２名

③ まゆ玉干支人形作り

日　　時：令和２年１１月２９日（日）１０：００～１１：３０
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：まゆ玉にフェルトやアクリル絵の具で装飾を施し、
　　来年の干支である丑の人形を作製した。
参 加 料：２００円
参加者数：１１名

④ 蛤ひな人形作り

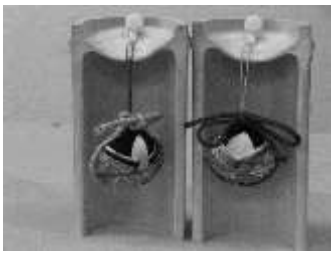

日　　時：令和３年２月２７日（土）９：３０～１２：００
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：蛤の殻に、和布や飾り紐で着物を着せるように装飾し、
　　ひな飾りを作製した。
参 加 料：３００円
参加者数：９名

(4) いきいき生涯学習事業

① 工作教室「糸つむぎ」

日　　時：令和３年２月６日（土）９：３０～１２：００
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：糸車と綿くり機の実演をした後に、スピンドルを使用
　　し綿や羊毛をつむぎ、ビーズを通して簡単なアクセサ
　　リーを作製した。
参 加 料：３００円
参加者数：１０名

(5) 秋のおりがみ広場

日　　時：令和２年９月１９日（土）～９月２７日（日）
　　令和２年１１月１日（日）～１１月７日（土）
　　９：００～１６：３０
場　　所：川内歴史資料館　１階ロビー特設会場
内　　容：敬老の日と教育文化週間の無料開館に併せ、来館者の
　　誰もが自由に参加できる体験コーナーを設置した。
参加者数：３４名（９月）
　　３２名（１１月）

(6) お正月行事

① お正月遊び

日　　時：令和３年１月４日（月）～１月１１日（月/祝）
　　９：００～１６：３０
場　　所：川内歴史資料館　研修室
内　　容：羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正月遊びを自由に体験してもらった。
参加者数：８６名

② 工作ひろば「めでたい切り絵」

日　　時：令和３年１月９日（土）～１０日（日）
　　９：００～１６：３０
場　　所：川内歴史資料館１階ロビー
内　　容：お正月にちなんだ松や梅、富士山などめでたい柄の型紙を準備し、それぞれ自由に作製し楽しんでもらった。
参加者数：２３名

(7) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施した。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間：令和２年７月１８日（土）～８月３０日（日）
参加者数：１４２名

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間：令和２年１２月１９日（土）～令和３年１月１１日（月）
参加者数：３２名

(8) 歴史講座

日　　時：令和２年９月～令和３年３月
　　１３：３０～１５：００　全5回
場　　所：川内歴史資料館研修室
内　　容：毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。
受 講 料：各回２００円
参加者数：延べ１４８名

月日	タイトル	講師	受講者数
9/13	薩摩川内市の一億年の歴史	大木　公彦　氏 （鹿児島大学名誉教授）	30 名
11/8	南北朝時代の薩摩川内	吉本　明弘 （川内歴史資料館　学芸員）	30 名
12/13	神話と南九州 ～日本書紀編さん 1300 年のつながり～	小水流　一樹　氏 （霧島市教育委員会）	30 名
2/14	薩摩藩の金山と金山奉行　北郷久加	新田　栄治　氏 （鹿児島大学名誉教授）	30 名
3/14	薩摩川内市の伝説を考える	森田　清美　氏 （鹿児島県民具学会会長）	28 名

(9) 出前講座

日程	種 類	演　題	主　催	参加者数
5/20	講演	永利校区の歴史	永利小学校６年生（ふるさとコミュニケーション科「ふるさと永利について調べよう」	100 名
5/22	史跡案内			98 名
6/29	史跡案内	平佐西地区史跡解説（兼喜神社・北郷家墓地・平佐城跡）	平佐西小学校３年生	32 名
8/31	講演	薩摩国分寺と新田神社	川内看護専門学校	22 名
2/19	講演	平佐北郷家	平佐西地区高齢者クラブ（中ノ原自治会）	22 名

(10) ミュージアムコンサート

「歴史資料館で聴くリコーダーとコントラバスの響き」

日　　時：令和２年１１月１日（日）
　　１回目　１３：３０～１４：００
　　２回目　１５：００～１５：３０
場　　所：川内歴史資料館
出 演 者：花田　理絵子 氏（リコーダー）
　　狩集　佳代子 氏（リコーダー）
　　鮫 島　　貴 裕 氏（コントラバス）
内　　容：館内の天井の高さや響きを理用し、リコーダー奏者２名とコントラバス奏者１名による幻想的な演奏会を開催した。
参加者数：計８５名（１回目５２名・２回目３３名）

(11) 史跡ウォーキング

日　　時：令和３年３月２０日（土）
　　１３：３０～１５：３０
場　　所：新田神社
内　　容：例年バスを利用した史跡めぐりを実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策から、歩いて回る史跡ウォーキングに変更して実施した。
当初は新田神社参道、中陵・端陵を含めてのウォーキングを計画していたが、あいにくの悪天候となったため、新田神社のみとなった。
参加者数：８名

(12) 広報活動

① 新聞社、広報薩摩川内、ＦＭさつませんだい等を利用
② 川内歴史資料館ウェブサイト
③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌 ACS タイム・ACS 情報
④ わくわく薩摩川内土曜塾のチラシ掲載

(13) 刊行物・作成

『薩摩川内市川内歴史資料館　年報』(令和元年度)　※資料館ＨＰ掲載（ＰＤＦ）

(14) その他

① 無料開館

名　称	期　間	入館者数
県民の日	令和２年７月 14 日（火）	14 名
敬老の日（65 歳以上）	令和２年９月 19 日（土）～9 月 27 日（日）	39 名
教育・文化週間	令和２年 11 月１日（日）～11 月７日（土）	304 名
お正月	令和３年１月４日（月）～1 月 11 日（月/祝）	138 名

② 臨時休館

令和２年　４月２２日（水）～５月６日（水）　新型コロナウイルス感染症拡大防止措置
令和２年　６月　２日（火）　館内燻蒸
令和２年　９月　５日（土）～９月６日（日）　台風接近
令和２年　９月２９日（火）　特別展設営
令和２年１２月２９日（火）～１月３日（日）　年末年始
令和３年　２月　２日（火）　特別展撤収・常設展復旧

③ 特別開館

令和３年１月４日（月）

(15) 中止となった事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置の為）

① 体験コーナー「武者になろう！」

日　　時：令和２年５月５日（火/祝）・５月６日（水/振休）

② 春のおりがみ広場

日　　時：令和２年４月２９日（水/祝）～５月６日（水/振休）

③ ゴールデンウィーク無料開館

日　　時：令和２年４月２９日（水/祝）～５月６日（水/振休）

④ いきいき生涯学習事業「風呂敷包みノウハウとバッグ作り」

日　　時：令和２年６月２７日（土）

Ⅱ　管理・運営

１ 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことから、平成１６年４月１日より、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社が薩摩川内市から館の管理・運営を委託されている。(指定管理者による管理については P20～27 参照)

なお、平成２６年度より、当公社学芸施設課が管理している薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、３施設の管理にあたっている。その中から以下の修繕・工事他、システム・機器の変更を行った。

① 資料館敷地内

・展示室等空調機修繕
・展示室等空調機調整
・収蔵庫系統空調機修繕
・収蔵庫系統空調機加湿器修繕
・昇降機設備修繕
・施設機械警備設備センサー交換
・ウォータークーラー修繕
・ファンコイル修繕
・駐車場内時計修繕

② 薩摩国分寺跡史跡公園

・敷地内樹木管理（倒木撤去含む）
・排水路修繕

③ 横岡古墳公園

・トイレ洗面台修繕

２ 川内歴史資料館・川内まごころ文学館指定管理者体制

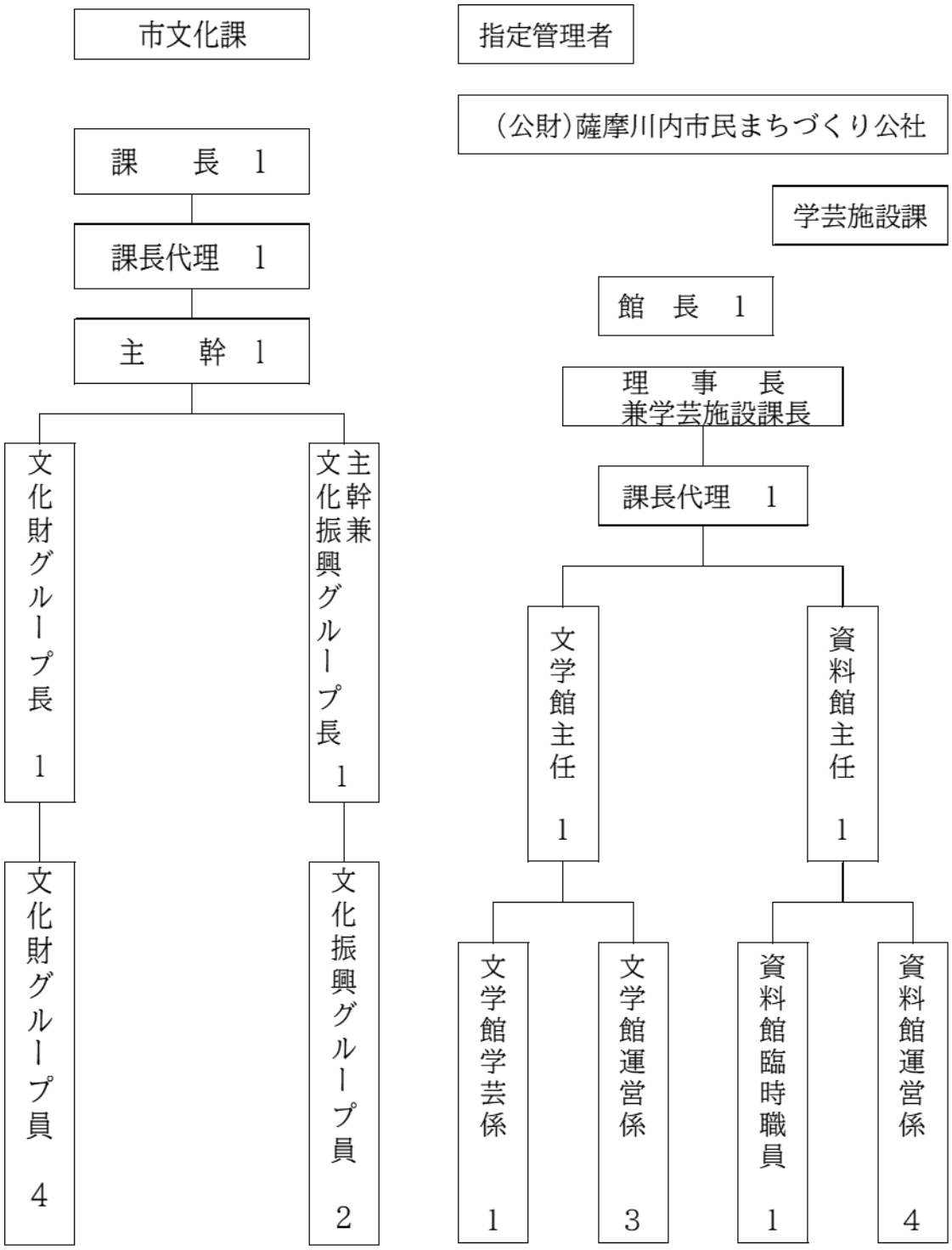

（市の業務）
- 事業の基本方針、計画策定
- 予算案作成
- 対外折衝全般
- 重要資料受入
- その他館業務

（指定管理者）
- 施設の管理全般
- 施設の入館受付、案内
- 入館料管理、市への納入処理
- 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施
  (特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- 調査、研究
  その他市から依頼を受けた館業務

（令和３年３月 31 日現在）

３ 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成 16 年 10 月 12 日薩摩川内市条例 97 号）第 19 条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は１０人以内で任期は２年。（会則についてはＰ28 参照）

［歴史資料館・郷土館運営協議会委員名簿］
（任期 平成３０年６月１日～令和２年５月３１日・令和２年６月１日～令和４年５月３１日）

選　出　区　分	氏　　名	備　　考
市内の小・中学校の代表者	内 田　奈緒美	水引小学校長
専門的知識及び技能を有する者	持 永　八洲郎	市文化財保護審議会長
	押 川　丞 輔	樋脇郷土史研究会理事
	荒 田　邦 子	学校法人川島学園れいめい中学校教諭
	石 原　昭 憲	市文化財保護審議会委員
	石 神　陽 子	薩摩川内市文化協会入来支部長
	南　　隆 文	長浜地区コミュニティ協議会監事（令和２年５月３１日まで）
	西 手　達 三	子岳地区コミュニティ協議会主事（令和２年６月１日から）
学識経験者	小 島　摩 文	鹿児島純心女子大学教授

第１回協議会
日　　時　令和２年８月７日（金）　１３：３０～
場　　所　川内まごころ文学館　企画展示室
議事内容　報告・協議
① 令和元年度歴史資料館・各郷土館事業報告
② 令和２年度事業計画
③ その他

４ 利用状況

（1）入館状況表/月別（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

月	資料館のみ								文学館共通								資料館のみ			共 通			入館料免除			入館料無料				合 計				開館日数	平均（人）	資料館のみの入館料	入館者前年対比
	個 人					団 体			個 人					団 体			パスポート使用者			パスポート使用者																	
	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	未就学児	合計	一般	小中高	未就学児	合計				
4	1	1	0	0	2	0	0	0	7	3	0	0	10	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	81	0	0	81	96	0	0	96	18	5.3	¥600	20.4%
5	13	0	0	0	13	0	0	0	23	5	0	0	28	0	0	0	1	0	1	2	0	2	3	4	7	103	189	1	293	150	193	1	344	21	16.4	¥2,600	26.9%
6	34	0	0	0	34	0	0	0	12	2	0	0	14	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	77	150	1	228	126	151	1	278	24	11.6	¥6,800	51.3%
7	47	6	0	2	55	0	0	0	24	5	0	0	29	0	0	0	1	0	1	3	0	3	15	137	152	98	132	18	248	199	271	18	488	27	18.1	¥12,200	88.9%
8	121	0	42	0	163	0	0	0	48	6	19	0	73	0	0	0	1	0	1	16	0	16	6	78	84	156	18	10	184	354	157	10	521	26	20.0	¥28,400	67.2%
9	48	0	0	0	48	0	0	0	12	2	0	0	14	0	0	0	1	0	1	2	0	2	42	25	67	81	3	9	93	188	28	9	225	23	9.8	¥9,600	30.2%
10	101	4	0	0	105	32	20	52	24	47	0	0	71	0	0	0	1	0	1	7	0	7	29	277	306	127	117	5	249	372	414	5	791	27	29.3	¥28,520	76.7%
11	50	1	0	0	51	3	26	29	12	12	0	0	24	0	0	0	1	0	1	8	0	8	194	342	536	133	126	25	284	414	494	25	933	25	37.3	¥12,960	149.3%
12	52	0	1	0	53	0	0	0	8	3	0	0	11	0	0	0	2	0	2	6	0	6	9	25	34	157	0	7	164	237	26	7	270	24	11.3	¥10,500	133.0%
1	53	0	0	0	53	0	0	0	17	1	0	0	18	0	0	0	0	0	0	13	0	13	81	96	177	100	0	15	115	265	96	15	376	25	15.0	¥10,600	61.9%
2	46	0	1	0	47	2	0	2	22	3	0	0	25	0	0	0	0	0	0	6	0	6	8	235	243	153	4	6	163	240	240	6	486	23	21.1	¥9,620	109.0%
3	54	0	4	0	58	0	0	0	21	1	2	0	24	0	0	0	1	0	1	3	0	3	3	13	16	120	2	4	126	203	21	4	228	26	8.8	¥11,200	165.2%
計	620	12	48	2	682	37	46	83	230	90	21	0	341	0	0	0	12	0	12	67	0	67	390	1,233	1,623	1,386	741	101	2,228	2,844	2,091	101	5,036	289	17.4	¥143,600	68.0%

(2) 入館状況表/年度別（昭和５８年度～令和２年度）

年度	資料館のみ 個人 一般	パスポート	小中高	パスポート	小計	資料館のみ 団体 一般	小中高	小計	文学館共通 個人 一般	パスポート	小中高	パスポート	小計	文学館共通 団体 一般	小中高	小計	資料館のみ パスポート利用者 一般	小中高	共通 パスポート利用者 一般	小中高	入館料免除 一般	高校生	小市中内	小計	入館料無料 一般	小中高	学未児就	小計	合計 一般	小中高	学未児就	合計	開館日数	一日平均	入館料
S58	3,107		1,280		4,387	964	108	1,072													503		3,364	3,867					4,574	4,752		9,326	43	217	¥899,400
59	5,656		1,953		7,609	5,466	1,376	6,842													2,136		3,751	5,887					13,258	7,080		20,338	296	69	¥2,215,200
60	4,214		1,317		5,531	3,162	1,979	5,141													2,176		3,808	5,984					9,552	7,104		16,656	296	56	¥1,547,750
61	3,370		1,016		4,386	2,732	2,122	4,854													1,207		2,429	3,636					7,309	5,567		12,876	296	44	¥1,291,500
62	2,870		971		3,841	2,659	4,299	6,958													1,202		1,903	3,105					6,731	7,173		13,904	299	47	¥1,284,900
63	2,364		868		3,232	1,978	3,108	5,086													890		2,716	3,606					5,232	6,692		11,924	295	40	¥1,011,700
H1	2,456		818		3,274	1,526	2,432	3,958													2,215		1,708	3,923					6,197	4,958		11,155	294	38	¥923,500
2	2,298		766		3,064	2,090	2,457	4,547													1,133		2,317	3,450					5,521	5,540		11,061	293	38	¥972,550
3	2,472		960		3,432	1,541	2,238	3,779													1,555		1,494	3,049					5,568	4,692		10,260	295	35	¥933,450
4	2,241		237		2,478	1,143	2,031	3,174													1,973	410	4,167	6,550			436	436	5,357	6,845	436	12,638	283	45	¥744,900
5	1,971		223		2,194	954	983	1,937													1,512	429	4,778	6,719			258	258	4,437	6,413	258	11,108	283	39	¥687,850
6	1,871		220		2,091	759	660	1,419													1,871	62	4,408	6,341			333	333	4,501	5,350	333	10,184	284	36	¥674,550
7	2,043		194		2,237	1,054	626	1,680													1,709	0	2,647	4,356			429	429	4,806	3,467	429	8,702	284	31	¥772,250
8	2,062		237		2,299	528	364	892													1,716	41	3,251	5,008			279	279	4,306	3,893	279	8,478	281	30	¥663,000
9	2,987		341		3,328	398	44	442													2,478	52	3,611	6,141			787	787	5,863	4,048	787	10,698	284	38	¥862,650
10	1,971		218		2,189	456	120	576													3,197	38	2,764	5,999			242	242	5,624	3,140	242	9,006	300	30	¥611,750
11	1,565		152		1,717	688	23	711													2,980	17	3,006	6,003			235	235	5,233	3,198	235	8,666	298	29	¥545,200
12	2,097		155		2,252	387	253	640													3,889	26	3,782	7,697			199	199	6,373	4,216	199	10,788	298	36	¥629,800
13	1,656		108		1,764	576	228	804													3,325	69	2,467	5,861			213	213	5,557	2,872	213	8,642	297	29	¥551,400
14	1,360		144		1,504	1,022	382	1,404													2,883	6	1,716	4,605			140	140	5,265	2,248	140	7,653	295	26	¥577,900
15	1,416		111		1,527	612	292	904	773		56		829	148	0	148					2,256	12	2,167	4,435			105	105	5,205	2,638	105	7,948	300	26	¥490,270
16	1,328		358		1,686	393	267	660	1,893		151		2,044	971	297	1,268					2,868	78	1,399	4,345			163	163	7,453	2,550	163	10,166	313	32	¥385,640
17	975		355		1,330	313	168	481	842		107		949	437	196	633					2,851	18	1,127	3,996			108	108	5,418	1,971	108	7,497	295	25	¥294,020
18	1,301	3	332	0	1,636	206	113	319	738	97	98	3	936	1,669	312	1,981	2	0	58	0	821		1,172	1,993	2,077	62	112	2,251	6,972	2,092	112	9,176	303	30	¥336,600
19	1,535	17	377	4	1,933	405	16	421	716	179	89	7	991	282	158	440	11	0	144	1	805		1,140	1,945	1,988	154	165	2,307	6,082	1,946	165	8,193	309	27	¥418,380
20	1,117	13	281	2	1,413	62	0	62	660	98	106	4	868	256	0	256	40	1	133	0	721		1,171	1,892	2,114	83	135	2,332	5,214	1,648	135	6,997	313	22	¥267,020
21	1,371	14	631	5	2,021	269	18	287	593	71	104	10	778	311	54	365	42	10	111	15	524		581	1,105	2,118	342	318	2,778	5,424	1,770	318	7,512	308	24	¥388,380
22	995	6	166	1	1,168	140	51	1,359	449	68	75	2	594	137	60	197	23	2	100	1	812		1,210	2,022	2,135	120	112	2,367	4,865	1,688	112	6,665	309	22	¥244,680
23	1,488	12	392	3	1,895	255	2	257	486	71	54	1	612	215	69	284	18	11	106	5	1,036		1,159	2,195	2,482	243	206	2,931	6,169	1,939	206	8,314	311	27	¥383,160
24	940	11	220	11	1,182	322	54	376	400	222	76	5	703	224	15	239	12	21	82	4	1,011		1,167	2,178	2,463	159	211	2,833	5,687	1,732	211	7,630	310	25	¥272,440
25	1,204	16	203	1	1,424	141	15	156	496	155	66	5	722	169	0	169	24	11	126	4	1,226		1,126	2,352	2,498	175	215	2,888	6,055	1,606	215	7,876	307	26	¥291,460
26	868	14	135	6	1,023	305	25	330	430	182	53	5	670	123	0	123	24	2	133	7	980		1,174	2,154	2,681	212	175	3,068	5,740	1,619	175	7,534	304	25	¥244,700
27	870	10	76	0	956	304	0	304	280	130	15	1	426	85	53	138	14	0	84	1	1,376		1,552	2,928	2,216	171	210	2,597	5,369	1,869	210	7,448	306	24	¥234,240
28	915	7	65	0	987	189	24	213	376	144	24	3	547	46	0	46	31	0	110	0	830		1,662	2,492	1,921	736	154	2,811	4,569	2,514	154	7,237	308	23	¥224,460
29	907	10	87	0	1,004	110	72	182	259	128	14	1	402	76	0	76	12	0	93	0	716		1,307	2,023	1,713	942	126	2,781	4,024	2,423	126	6,573	308	21	¥217,460
30	819	11	71	2	903	186	112	298	310	137	27	1	475	134	0	134	16	0	93	0	826		1,424	2,250	2,063	1,420	132	3,615	4,595	3,057	132	7,784	307	25	¥214,420
R1	889	9	60	0	958	139	61	200	306	120	25	0	451	27	82	109	7	0	65	0	828		1,353	2,181	1,989	1,288	163	3,440	4,379	2,869	163	7,411	307	24	¥214,520
R2	620	12	48	2	682	37	46	83	230	90	21	0	341	0	0	0	12	0	67	0	390		1,233	1,623	1,386	741	101	2,228	2,844	2,091	101	5,036	289	17	¥143,600
計	70,189	165	16,146	37	86,537	34,471	27,169	62,808	10,237	1,892	1,161	48	13,338	5,310	1,296	6,606	288	58	1,505	38	61,427		84,469	145,896	31,844	6,848	6,462	45,154	217,328	137,270	6,462	**361,060**	11,101	1,398	¥23,666,650

５ 決算

（1）歳入

① 入館料　　１４３，６００円

② 図書等販売収入　１６０，８００円

（2）歳出

歴史資料館等管理費　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	執　行　額	予算残額
人　件　費	25,219,000	24,994,327	224,673
報　償　費	22,000	21,780	220
諸　謝　金	51,000	50,400	600
著作権料	0	0	0
旅費交通費	62,000	58,390	3,610
消耗品費	2,002,000	1,997,915	4,085
消耗什器備品費	297,000	295,680	1,320
燃　料　費	30,000	24,920	5,080
会　議　費	1,000	1,000	0
印刷製本費	447,000	446,573	427
光熱水料費	5,893,000	5,814,706	78,294
通信運搬費	303,000	294,617	8,383
委　託　費	9,372,000	9,364,507	7,493
修繕委託費	1,468,000	1,462,780	5,220
賃　借　料	1,714,000	1,713,476	524
保　険　料	173,000	172,490	510
租税公課	5,000	4,800	200
負担金支出	39,000	39,000	0
広　報　費	0	0	0
雑　　費	91,000	90,836	164
計	47,189,000	46,848,197	340,803

６ 条例・規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 97 号

（設置）

第１条　博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館（以下「歴史資料館」という）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　歴史資料館の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目２番６号

（事業）

第３条　歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料（以下「資料」という）を収集し、保管し、及び展示すること。

(2)　一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。

(3)　資料に関する調査研究を行うこと。

（指定管理者による管理）

第４条　歴史資料館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。

(1)　歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務

(2)　第 14 条に規定する入館料等の収受に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第６条　第４条の規定による指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という）その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1)　事業計画書の内容が入館者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2)　事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3)　指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第８条　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算し

て 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
(1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
(2) 入館料等の収入実績
(3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第 11 条 歴史資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館時間は、午後 4 時 30 分までとする。

2 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第 12 条 歴史資料館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 教育委員会は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第 13 条 歴史資料館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第 15 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条の規定による許可をしない。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。
(2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

（入館許可の取消し）
第16条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。
(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(2)　前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
(3)　前2号に掲げるもののほか、教育委員会が歴史資料館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。
（損害賠償）
第17条　入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。
（個人情報の取扱い）
第18条　指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（以下この条において「個人情報」という）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2　前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（協議会の設置等）
第19条　教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会（以下「協議会」という）を置く。
（委員の定数及び任期）
第20条　協議会の委員（以下「委員」という）の定数は、10人以内とする。
2　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
（委任）
第21条　この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
（罰則）
第22条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
(1)　歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者
(2)　第13条に定める許可を受けないで歴史資料館に入館した者

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成16年10月12日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例（昭和58年川内市条例第22号。以下「合併前の条例」という）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成18年3月30日条例第13号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成29年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 14 条関係)

区　分	入館料		
	個人	団体(20 人以上)	年間入館料
大　人	1 人 1 回につき 200 円	1 人 1 回につき 160 円	1 人年間につき 400 円
小・中・高校生(義務教育学校に就学しているものを含む。以下同じ)	1 人 1 回につき 100 円	1 人 1 回につき 80 円	1 人年間につき 200 円

備考

1　薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあっては 160 円、個人の小・中・高校生にあっては 80 円、団体の大人にあっては 130 円、団体の小・中・高校生にあっては 60 円、年間入館券の大人にあっては 350 円、年間入館券の小・中・高校生にあっては 150 円とする。

2　未就学児は、無料とする。

薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日

教育委員会規則第 33 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号

以下「条例」という）第 21 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館（以下「歴史資料館」という）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資料館の業務）

第 2 条　歴史資料館の業務は次のとおりとする。

(1)　歴史資料館の運営計画及び管理に関すること。

(2)　薩摩川内市歴史資料館・郷土館運営協議会に関すること。

(3)　資料の収集・保管、調査・研究及び展示に関すること。

(4)　歴史資料館の入館料の徴収に関すること。

(5)　歴史資料館の施設及び設備の管理に関すること。

(6)　歴史資料館に係る広報及び教育普及に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、歴史資料館に関すること。

（指定管理者の指定の申請）

第 3 条　条例第 6 条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書（様式第 1 号）により、行うものとする。

2　前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　定款又はこれに類するもの。

(2)　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4)　歴史資料館の管理に関する事業の収支予算書

(5)　前各号に掲げるほか市長が必要と認めるもの

（指定通知書の交付）

第 4 条　市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、歴史資料館指定管理者指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

（入館券）

第 5 条　薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

（無料開放）

第 6 条　条例第 3 条第 2 号に規定する一般公衆の利用のうち、無料開放するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)　資料調査等のための歴史資料館 1 階への入館

(2)　教育委員会が認定した公共的団体が行う会合等

(3)　教育委員会が認定した自主グループ活動

(4)　市内の公共的団体によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動

（入館料の免除）

第 7 条　条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者

手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあっては、付添人 1 人を含む）がその身分を証する書面を提示して入館する場合

(2)　市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合

(3)　日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日において、小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれ らに準ずるものとして、教育委員会が認める者が入館する場合

(4)　前 3 号に掲げるほか、教育委員会が適当と認める場合

2　前項第 1 号及び第 3 号の場合並びに同項第 4 号に該当する場合のうち教育委員会が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に歴史資料館入館料免除申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

3　教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書（様式第 4 号）により通知する。

（利用者の遵守事項）

第 8 条　利用者は、歴史資料館の利用に際し、条例に定めるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　許可なく展示物に手を触れないこと。

(2)　展示室では、インク、墨類を使用しないこと。

(3)　所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(4)　静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。

(5)　館内を汚さないこと。

(6)　前各号に掲げるほか、係員が指示すること。

（損傷等の届出）

第 9 条　利用者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届（様式第 5 号）によりその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 10 条　条例第 17 条に規定する損害賠償は、原状回復又は現物をもってしなければならない。

2　前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定する代物をもって賠償することができる。

（資料の寄贈又は寄託）

第 11 条　教育委員会は、郷土の歴史に関する資料、地域住民の習俗に係る資料、美術工芸品等（以下「資料等」という）で歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

2　資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。

3　教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書（様式第 6 号）を、資

料等を寄託した者に寄託資料預り証（様式第７号）を交付する。

（寄託資料等の管理）

第 12 条　寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料等の返還）

第 13 条　寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

第 14 条　寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料等の館内閲覧）

第 15 条　歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2　前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書（様式第８号）により教育委員会の承認を受けなければならない。

（撮影等の制限等）

第 16 条　歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等（以下この条において「撮影等」という）をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2　前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3　教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

（貸出し禁止）

第 17 条　歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（その他）

第 18 条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市歴史資料館管理運営規則（昭和 58 年川内市教育委員会規則第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成 17 年５月 19 日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年 10 月 24 日教委規則８号）

この規則は、平成 20 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 21 年６月 29 日教委規則第９号）

この規則は、平成 21 年７月１日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 28 日教委規則第８号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 31 日教委規則第２号）抄

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　略

(2)　第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定　平成31年4月1日

薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則 34 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号）第 21 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会（以下「協議会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員構成）

第 2 条　協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。

(1)　市内の小・中・義務教育学校の代表者

(2)　歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識及び技能を有する者

(3)　学識経験者

(4)　前 3 号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

（会長及び副会長）

第 3 条　協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第 4 条　協議会の会議は、会長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見陳述）

第 5 条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条　協議会の庶務は、薩摩川内市川内歴史資料館において処理する。

（その他）

第 7 条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附　則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　略

(2)　第 1 条、第 5 条(前号に掲げる改正規定を除く)、　第 7 条、第 9 条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第 1 条及び様式第 2 号の改正規定、第 11 条、第 13 条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第 2 条第 1 号の改正規定(「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第 14 条、第 15 条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 16 条、第 18 条、第 19 条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第 9 条第 1 項第 3 号イの改正規定、第 20 条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定、第 21 条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 22 条、第 27 条、第 28 条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第 3 条第 1 号、同条第 2 号及び同条第 3 号並びに第 6 条第 4 項の改正規定、第 29 条、第 31 条中薩摩川内市学校運営協議会規則第 1 条の改正規定並びに第 32 条の規定　平成 31 年 4 月 1 日

その他

（１）令和２年度のあゆみ

月日	事業内容	月日	事業内容
令和2年	健康太極拳（年間随時国分寺跡史跡公園北側広場使用）	令和3年	
4月1日	川内美術協会（年間随時研修室使用）	1月4日	特別開館・お正月無料開館（～11日）
4月5日	トピック展示「薩摩川内の『麓』」（令和2年4月7日～12月6日）		お正月遊び（～11日）
4月7日	観光ボランティアガイドいたっみろ会（年間随時研修室使用）	1月9日	工作ひろば「めでたい切り絵」（～10日）
4月8日	薩摩川内郷土史研究会（年間随時研修室使用）	1月26日	トピック展示「華やかな八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と絵葉書」（～3月28日）
4月15日	臨時休館（～5月6日まで）※新型コロナウイルス感染症拡大防止措置	2月2日	臨時休館　※企画展撤収・常設展示復旧
4月22日	通常開館再開	2月6日	工作教室「糸つむぎ」
5月7日	昆虫相調査（～6月1日） 落下真菌（カビ類）検査	2月14日	歴史講座「薩摩藩の金山と金山奉行 北郷久加」
5月11日	出前講座　永利小学校6年生	2月19日	出前講座 平佐西地区高齢者クラブ
5月20日	出前講座　永利小学校6年生	2月27日	工作教室「蛤ひな人形作り」
5月22日	臨時休館　※館内燻蒸の為	3月6日	講演会「薩摩川内市の戦争体験」
6月2日	出前講座　平佐西小学校3年生	3月14日	歴史講座「薩摩川内市の伝説を考える」
6月29日	県民の日無料開館	3月20日	史跡ウォーキング
7月14日	夏休みチャレンジクイズ（～8月30日）		
7月18日	工作教室「ステンドグラス風アート」		
7月25日	工作教室「ステンドグラス風アート」		
7月26日	戦後75年企画展「資料でたどる戦争の記憶」（～10月11日）		
7月28日	工作教室「貝殻タペストリー」		
8月1日	戦後75年特別企画上映「火垂るの墓」		
8月8日	出前講座　川内看護専門学校		
8月31日	臨時休館（～6日まで）　※台風10号接近の為		
9月5日	歴史講座「薩摩川内市の1億年の歴史」		
9月13日	敬老の日 無料開館（～27日まで） 秋のおりがみ広場（～27日まで）		
9月19日	臨時休館　※企画展設営の為		
9月29日	企画展「薩摩川内・スポーツの歴史」（～令和3年1月31日まで）		
9月30日	包み込み式炭酸ガス燻蒸（～19日まで）		
10月5日	防虫剤設置		
10月12日	部分燻蒸（第１収蔵庫）		
10月31日	教育文化週間無料開館（～7日まで） 秋のおりがみ広場（～7日まで） ミュージアムコンサート		
11月1日	天辰寺前古墳コーナー実物資料特別公開（～8日まで）		
11月3日	歴史講座「南北朝時代の薩摩川内」		
11月8日	昆虫相調査（～12月7日）・落下真菌検査		
11月16日	工作教室「まゆ玉干支人形作り」		
11月29日	「日本書紀」編纂1300年記念トピック展示「『日本書紀』編纂の時代と薩摩川内～南九州の神話の地」（～3月21日まで）		
12月8日	歴史講座「神話と南九州」		
12月13日	冬のチャレンジクイズ（～令和3年1月11日）		
12月19日	年末年始臨時休館（～令和3年1月3日）		
12月29日			

（２）職員名簿

［指定管理者］　公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社　学芸施設課

役職・係	氏　名		
理事長 兼学芸施設課長	今吉 美智子		
館長	徳丸　幸男		
課長代理	吉本　明弘		
主任・学芸係	出来 久美子		
運営係リーダー	石神　健児		
運営係	下宇宿 朋子	西ノ原　紀	宮脇 みゆき

（３）館平面図

1階平面図

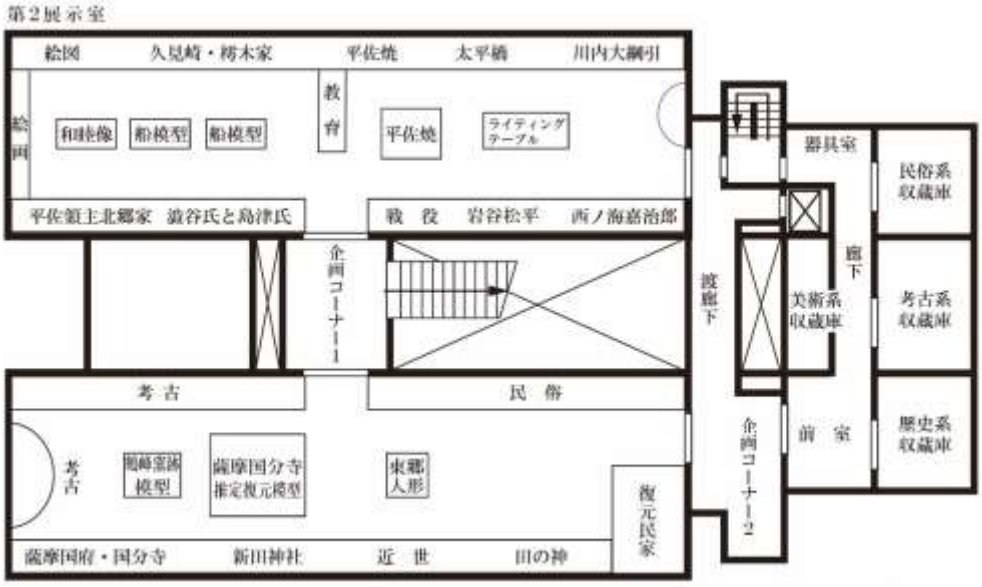

2階平面図

（４）利用案内

休 館 日　　月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日）教育委員会が定める臨時の休館日

開館時間　　午前 9 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時 30 分まで）

入館料　　※（　　）内は 20 名以上の団体料金

区　分	大　人	小・中・高校生
川　内　歴　史　資　料　館	200 円（160 円）	100 円（ 80 円）
川内まごころ文学館と共通	400 円（320 円）	200 円（160 円）

年間パスポート

区　分	大　人	小・中・高校生
川　内　歴　史　資　料　館	400 円	200 円
川内まごころ文学館と共通	900 円	400 円

交通案内

○　ＪＲ博多駅より九州新幹線でＪＲ川内駅下車（最短 約 1 時間 15 分）

○　鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約 1 時間 10 分）

○　ＪＲ川内駅より車で 7 分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）

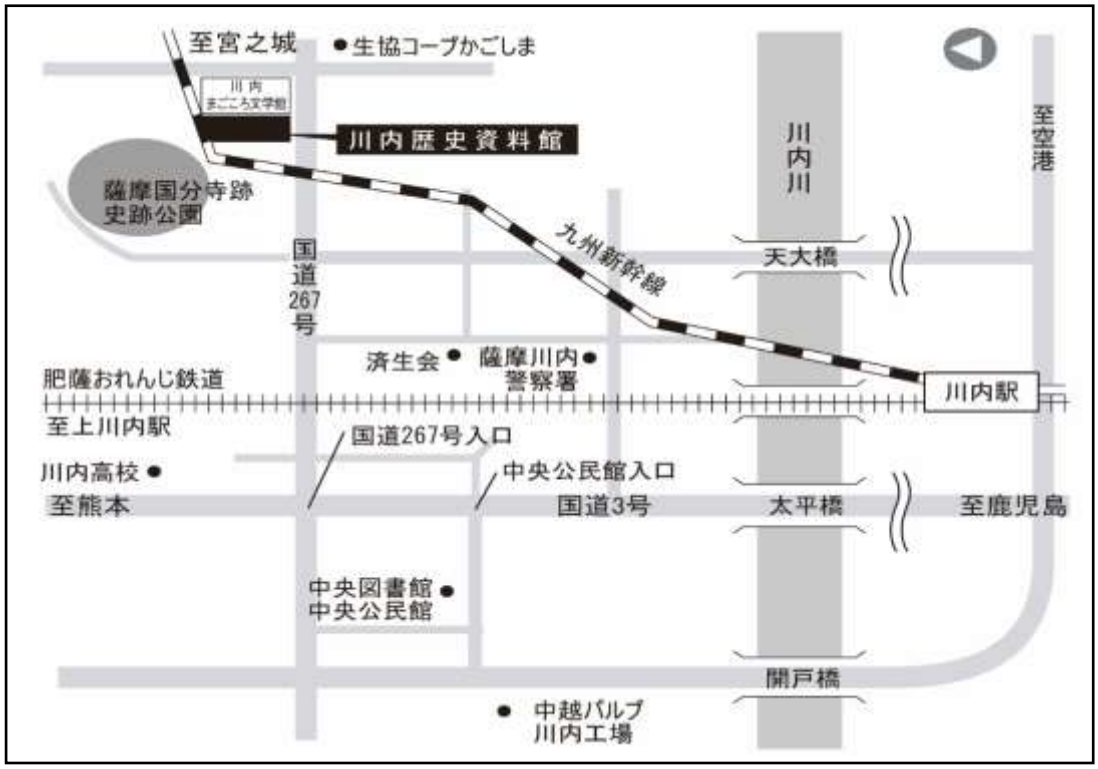

薩摩川内市川内歴史資料館年報　令和２年度

発　行　日　　令和 3 年 10 月
編集・掲載　　薩摩川内市川内歴史資料館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号
TEL　0996-20-2344
FAX　0996-20-2848
http://rekishi.satsumasendai.jp
E-mail:rekishi@po4.synapse.ne.jp